

名古屋女子大学 紀要 46 (人・社) 45~58 2000

尾張藩における恩赦制と寺院

——尾張東照宮別当寺院の尊寿院をめぐる——

遠山佳治

The Amnesty and the Buddhist Temple under the Owari-Han : Concerning Sonjuin Part of the Owari Tohshougu

Yoshiharu TOHYAMA

はじめに

現在の日本における恩赦制とは、内閣が決定をして天皇が確証する形態で、恩赦法によって詳細に規定されているように、行政機関が中心となって行っている。江戸時代における恩赦制についても、幕府が中心となって行っている。但し、江戸時代の場合は、幕府だけではなく、徳川御三家のように、独自に恩赦を行っている藩も存在する。ここでは、そのひとつである尾張藩の恩赦について取り上げることとする。

尾張藩の恩赦制についての先行研究は少なく、林薫一氏が『尾張藩公法史の研究』¹⁾のなかで、制度面から概要を触れている程度である。そこでまず、尾張藩の恩赦について、現在判明していることを4点にまとめてみた。1番目に管見史料の制約はあるものの、寛永期(1624~1644)からみられたこと、2番目に4月15日~17日の東照宮祭礼、尾張藩主一族の法事、将軍家の法事に際して行われたこと、3番目に死刑執行前の在監者など執行以前に対する恩赦(当座の赦)と、追放刑など執行以後に刑を軽減する恩赦の2種類があること、4番目に恩赦対象者の藩への願出元及び慈命元は、江戸時代前期では藩領の大規模寺院であったが、江戸時代中後期では尊寿院と建中寺に限られたことである。

このように、制度面における一応の理解はあるものの、具体的に詳細な史料を分析して恩赦制を解明した研究はみられない。そこで本稿では、史料にもとづき、恩赦制の過程や恩赦対象者の分析を試みたい。特に、恩赦制で大きな役割を担ったと思われる寺院のうち尊寿院に視点を置き、尾張藩の恩赦制をめぐる社会的状況を描き出し、藩と宗教組織(寺院)と民衆の相関関係を描く一手法としたい。

1. 尊寿院と尾張東照宮

まず、本稿で扱う尊寿院についての概説をしたい。天台宗の天長山尊寿院(権現坊)は、元和5年(1619)に初代藩主徳川義直が名古屋城三の丸に東照宮を創建した折り、天台宗僧侶の上乗院珍祐を別当職に任じたことに始まる。その後、寛永4年(1627)には東照宮の西隣に神宮寺として整備された。輪王寺門跡支配に属し、京都比叡山東塔南谷の日増院と尾張触頭役の密蔵院(春日井市)の兼帯となった。享保11年(1726)に比叡山横川より入院した7世尊寿院妙橋に因み、以後明治初期に廃寺に追い込まれるまで、尊寿院と称した。そして、尾張東照宮及び歴代将軍の霊廟の半分を管理運営したのである。

はじめに、尾張東照宮について触れると、例年、家康の命日(4月17日)にちなみ4月15

日～17日に東照宮祭が開催され、名古屋3大祭の一つとして賑った。その祭礼に関して、東照宮の世襲祠官（神主職）吉見氏とともに、尊寿院僧侶は裏方を務めている。また、東照宮自体が家康を祀る場所であるため、家康（東照宮）の遠忌法要は重要な行事であり、尊寿院僧侶は重要な役目を担った。そのうち主要な神忌法要をみると、寛文5年（1665）に50回忌法要、正徳5年（1715）に100回忌法要、明和2年（1765）に150回忌法要、文化12年（1815）に200回忌法要が行われた。残念ながら、250回忌法要は幕末の慶応元年（1865）に当たるため、盛大に行われなかったようである。その意味で、一番派出に行われたのが、200回忌法要といえるだろう。猿猴庵日記の「金明録」によると、この時にあわせて尾張東照宮の修復工事が行われたり、東照宮祭の練り物や衣装が新調されたという²⁾。

次に、歴代将軍の霊廟をみると、尊寿院の西隣に位置しており、尊寿院が管理したのは西の霊屋（3代家光・4代家綱・5代綱吉・8代吉宗・10代家綱・11代家斉・13代家定を祀る）のみであった。江戸幕府において、歴代将軍一族は、天台宗寛永寺と浄土宗増上寺の両寺のどちらかに祀られた。それに準拠して、尾張でも寛永寺系の将軍は天台宗尊寿院が、増上寺系の将軍は尾張藩徳川家菩提寺である浄土宗建中寺が関わったのである。つまり、西の霊屋に祀られた将軍は、寛永寺系の将軍であった。そして、寛永寺系の将軍における葬式・法要も、尾張では尊寿院が担当した。

このように、尾張東照宮の祭礼及び東照宮神忌法要、寛永寺系の将軍一族における葬式・法要は、尊寿院が取り扱っていたのである。そして、それらの業務とともに、それぞれの祭礼・法要などで行われた恩赦制にも携わっていたのである。

2. 尾張天台宗寺院の中の尊寿院

さて、次に尊寿院が宗派寺院の中で、どのような位置付けをされていたのかを、みておきたい。旧尊寿院文書（密蔵院文書）の中に、文政11年（1828）に作成され、尾張藩及び東叡山寛永寺に差し出された「人別改帳」の写が残っている。表1に示した通り、尊寿院権僧正から記載が始まり、東照宮御旅所の東漸寺、尊寿院兼帯で春日井郡野田村（春日井市）の密蔵院、密蔵院寺中の福泉坊・常林坊・善順坊、そして、尾張四観音で多くの参拝人を集めた春日井郡吉根村（名古屋市）の龍泉寺、愛知郡荒子村の観音寺（名古屋市）をはじめ密蔵院末寺の諸寺が続く。当時、天台宗の尾張触頭役は中本山の密蔵院が務めていた訳であるが、兼帯で同一僧侶が務めているとはいえ、触頭役寺院より尊寿院の方が上位に扱われていることがわかる。

表1 「人別改帳」及び起請文記載の天台宗寺院

「人別改帳」記載						起請文記載
寺院名	寺院所在地	寺院の肩書	寺内人数	寺領 百姓数	末寺数	僧侶名 寛政13年・文化6年
尊寿院権僧正		尾州東照宮御別当	19人	(東照宮 560人)		円璟・円環
東漸寺		東照宮御旅所寺	2			
密蔵院	春日井郡野田村	尊寿院兼帯	3	110人		
福泉坊	〃	密蔵院寺中	2			
常林坊	〃	〃	2			
善明坊	〃	〃	2			

尾張藩における恩赦制と寺院

龍泉寺	春日井郡吉根村	密蔵院末	8	78	2	智応・智応
明眼院	海東郡馬嶋村	〃	16	172	2	円純
願興寺	美濃国可児郡御嵩村	〃	5	42		円阿
願行寺	名古屋上田町	〃	3			恵琛・恵珍
宝泉寺	名古屋東寺町	〃	2			孝淵
文葉寺	〃	〃	2			
円教寺	名古屋東田町	〃	3			円献
福泉寺	名古屋伊倉町	〃	2			
海岸寺	知多郡大高村	〃	2			皇観
妙乗院	知多郡藪村	〃	3			光賢
玉泉院	〃	〃	2			円旭
常覚院	〃	〃	1			
大乘院	知多郡寺本村	〃	2			観秀・観秀
吉祥院	〃	〃	3			智謙
松栄寺	知多郡大野村	〃	4			亮恵
高讚寺	知多郡阿野村	〃	4			
甘露寺	知多郡河和村	〃	5			素栄・信覚
正法寺	知多郡山田村	〃	2			亮戒
神護寺	知多郡師崎村	〃	2			円阿・円応
円増寺	知多郡豊浜村	〃	3			
円観寺	知多郡富貴村	〃	3			智善・真巖
平泉寺	知多郡向岡(椋岡)村	〃	5			円阿
延命寺	知多郡大府村	〃	5			円恭・円恭
南之坊	知多郡岩屋寺村	〃	2			
谷之坊	〃	〃	2			智道・智覚
橋之坊	〃	〃	2			信覚・宗淳
円福寺	春日井郡白山村	〃	6			
高蔵寺	春日井郡高蔵寺村	〃	3			慈璞・慈璞
大光寺	春日井郡上条村	〃	3			慈淵・慈淵
石山寺	春日井郡瀬古村	〃	3			智淵・智淵
長養寺	春日井郡上野村	〃	5			教雲
日輪寺	春日井郡□□新田	〃	2			真純
龍徳寺	春日井郡一ノ久田村	〃	3			
賢林寺	春日井郡藤嶋村	〃	2			慈辨
妙見寺	春日井郡内津村	〃	4			慧斎・慧斎
常念寺	春日井郡田楽村	〃	2			
高田寺	春日井郡高田寺村	〃	2			円潭
桂星寺	春日井郡大森垣外村	〃	2			教順
願王寺	春日井郡中小田井村	〃	3			教道
聖徳寺	春日井郡福德村	〃	2			実空
密厳寺	春日井郡平田村	〃	1			
新福寺	春日井郡新福寺村	〃	1			
観音寺	愛知郡荒子村	〃	5			全覚
長円寺	愛知郡中村	〃	1			教巖
大聖寺	愛知郡八事村	〃	2			本性・本性
東福寺	愛知郡菱野村	〃	2			義俊・義俊
瀧之坊	愛知郡□□□	〃	2			寂蘊
願成寺	愛知郡高須賀村	〃	3			教快・教快
白雲寺	愛知郡前原新田	〃	7			堯道・堯道
法王寺	愛知郡九日市場村	〃	2			真観
光明寺	葉栗郡光明寺村	〃	3			智円
三宝寺	葉栗郡内割田村	〃	2			
一乗院	海東郡甚目寺村	〃	3			円応
円光寺	中島郡下津村	〃	1			
薬王寺	美濃国可児郡中切村	〃	1			
中之坊	知多郡岩屋寺村	〃	0			儀鑑
杉之坊	〃	〃	0			智順

法華寺	知多郡□□村	〃	0	智然
如法院	愛知郡熱田	〃	0	亮円・亮円
円定坊	〃	〃	0	
持福院	〃	〃	0	
宝蔵坊	〃	〃	0	
常光院	知多郡寺本村	〃	0	円海
吉祥坊	春日井郡野田村	密蔵院寺中	0	
常泉坊	〃	〃	0	
千蔵坊	〃	〃	0	
龍光寺	丹羽郡海野村	密蔵院末	0	
観福寺	知多郡木田村	〃	0	義遵・義遵

(文政11年「人別改帳」、寛政13年・文化6年の起請文より作成、寺院記載順は「人別改帳」による)

このことは、他の文書も同様である。それが顕著に出ているのが、「不可女犯」「不可肉食」の2項目における制戒條目の起請文群である。この2項目は、なかなか個人だけの禁戒にするとしり切れなかったとみえ、宗派の寺院僧侶の署名・花押を集めている。その起請文の序には、「大日本国東海路尾陽州春日井郡篠木荘野田邑醫王山密蔵院・・・」とあるものの、最後の署名部分の1番手には「尊寿院権僧正」と記され、その後に密蔵院末寺が続くのである。表1には、そのうちで寛政13年(1801)と文化6年(1809)に作成された起請文にみえる僧侶名を掲げた。さらに、宝暦期(1751~1764)に尊寿院住職を務めた円紹は、広橋大納言・柳原大納言と交流関係があった。比叡山を介してのことと思われるが、京都の公家衆との関係も見受けられる住職も存在したのである。

このように、尊寿院は単に尾張東照宮の別当寺院として尾張藩から特別扱いされた寺院という立場だけではなく、天台宗派組織の中においても、尾張・美濃両国に広がる天台宗寺院の取りまとめ役として、中本山密蔵院の上位に位置付けられており、さらに京都の本山である比叡山さらに公家衆、また密蔵院本寺の寛永寺との繋がりをも持つ寺院であることがわかった。

3. 尊寿院の恩赦制

(1) 東照宮祭の恩赦

ここでは、尊寿院が扱った恩赦を史料から再現し、その経過を述べてみたい。まず例年行われた東照宮祭の場合として、寛政2年(1790)の事例を取り上げてみる。史料1でわかる通り、この年は3人の当座の赦が行われ、死罪の免除で重追放となった。

(史料1)³⁾

今度御祭礼ニ付、犯科之者行赦被仰出、尊寿院江之書状壱通書付壱通、老衆被相渡候ニ付相渡之候、如例宜取扱候

四月十三日

今度東照宮就御祭礼犯科之者可行赦旨被仰出候間、誌別紙差越候、可被得其意候、恐々謹言

四月十七日

鈴木伊豫守重期 判

石河伊賀守光寿 判

成瀬隼人正正典 判

尊寿院権僧正御房

東照宮就御祭礼犯科人被宥死罪候者

立帰盗人

勢州渡会郡かんだき村 長助

右御領分中追払

尾張藩における恩赦制と寺院

入墨有之立婦盗人 生所春日井郡上野村 非人 久米八
 立婦盗人 生所玄海村佐代八俵 同 八百吉
 右式人、御城下拾里之内構重追放、御領分中之外、他領他国ニ住居致問敷旨、以上
 寛政貳戌四月十七日 鈴木伊豫守 印
 尊寿院権僧正御房 石河伊賀守 印
 成瀬隼人正 印

表2 東照宮 200 回忌中行事（法華八講除く）等の担当寺院・僧侶名

妙典第六軸読誦	導師－尊寿院大僧都、伽羅－妙泉院、回向－理教院法印
法華懺法	導師－尊寿院大僧都
御祭奠供奉	尊寿院大僧都、高蔵院法印、一乗院、願王寺、大聖寺、 聖徳寺、竜徳寺、福泉寺、円福寺、光明寺、願成寺
御旅所役	月輪寺、東福寺、長養寺、法王寺
御旅所御法用	導師－尊寿院大僧都、四智讃－円福寺
百光明供	導師－尊寿院大僧都、錫杖－明眼院法印
胎蔵界曼陀羅供	導師－尊寿院大僧都、四智讃－一乗院、着座讃－妙泉院、 唄匿－常光院法印、散花－行光院法印、対揚－理教院法印、 供養文－三蔵院法印、九方便－福生院、大讃－中性院、 甲介智－香城院法印、銅鏡－円乗院、銅鉢－妙行院法印・等覚院、 酒水－善行院法印
御神前役	本妙院法印、教王院法印
御莊殿役	起観院、一如院、常楽院、真性房、善行房

表3 東照宮 200 回忌の法華八講における担当寺院・僧侶名

	講師	読師	諸天讃	唄匿	散花
1 座	尊寿院大僧都	明眼院法印	妙泉院	行光院法印	妙光院法印
2 座	円龍院法印・理教院法印				福生院
3 座	明眼院法印・岳樹院法印				久遠院法印
4 座	大乘院法印・宝光院法印				常泉坊
5 座	尊寿院大僧都	明眼院法印	一乗院		無景院
6 座	行光院法印・久遠院法印				安照院
7 座	常光院法印・妙乗院法印				竜城院
8 座	尊寿院大僧都	三蔵院法印		常光院法印	寂照院

	問者	その他
1 座	東光院	対揚－諦教院
2 座	中性院	
3 座	南松院	
4 座	本行院	
5 座	妙覚院	荷薪－法正院、菓籠－善明坊
6 座	一乗院	
7 座	妙寿院	
8 座	吉祥院	堂達－等覚院、銅鏡－善教院法印、銅鉢－円乗院・善明坊

東照宮祭礼では、4月15日に3基の神輿を祭文殿へ移し、神供を奉納する神事が行われた。16日の朝には神饌を調進して舞樂を舞い、夜には尊寿院を中心とした僧侶たちによる論議が行われた。そして17日の暁に罪人行赦の儀が行われ、その後に神輿渡御による神輿行列があり祭礼はピークを迎えたのである。さて、恩赦状は祭礼の始まる数日前には、尊寿院に藩当局から渡されて依頼されている。恩者の対象者及び罪の軽減については藩が決定するようであるが、その執行権は尊寿院が掌握していたといえる。このように、東照宮祭にみる恩赦は、例年数人ずつが対象となり、当座の赦が行われた。

表4 東照宮200回忌関連の尾張藩士一覽

役職	藩士名
年寄	竹腰山城守(正安)
側大寄合	中西甚兵衛
莊嚴奉行	山登将監、石川善之丞
勘定奉行	大道寺孫藏
寺社奉行	五味平馬
用人	小瀬新右衛門
書院番頭	幡野弥五兵衛
町奉行	田宮半兵衛、藤田市藏
目付	永井五郎左衛門、森兵太夫、 内藤又左衛門
作事奉行	鳥居五兵衛、加藤甚五左衛門、 竹腰四郎左衛門
留書頭	岡崎善八郎
先手物頭	野崎数馬、室賀多宮、吉田藤兵衛、 水野弥一郎、稲葉七藏、小笠原(マ)
右筆組頭	速水助三郎
納戸	松原弥一右衛門
右筆	和田東三郎
賄頭	林与左衛門
勘定吟味役頭取	鈴木文藏
勘定吟味役	小野又七郎
寺社吟味役	中川瀬左衛門、速水甚之丞
町方吟味役	須賀井勘十郎、田崎吉太郎
留書	矢賀藤九郎
留役	大橋(マ)
徒目付組頭	藤田半之右衛門、上泉弥五兵衛、 福住良八
徒目付	武藤庄九郎、久川喜八、岩本鍋助、 武藤節平
勘定吟味方	加藤勘兵衛
作事下奉行	鈴木小兵衛

法華八講(1座～4座は午前、5座～8座は午後、表3参照)、神主吉見家の奉幣、舞樂も行われた。尾張藩主は当時江戸にいたため、名代役を竹腰山城守が務めている。17日早朝には法華懺法が行われたが、雨天のため後の行事は2日順延とされた。祭礼のメインである神輿渡御・行列は19日に行われた。その夜に百光明供が、翌20日朝には胎藏界曼陀羅供が執行され、法要は終焉した。法要に参列した衆僧は、尊寿院はじめ天台宗僧侶が中心で約50人、藩士以

(2) 東照宮200回忌の恩赦

次に尊寿院にとって、50年に1度巡ってくる一大イベントであった東照宮神忌の記録をみていく。特に、尊寿院が扱った恩赦慈命者(願者)で一番人数の多いと推測される東照宮200回忌の場合を取り上げることとする。まず、東照宮200回忌全体の経過を追ってみると、4月上旬には、拝礼場所や備物などの吟味がはじまっている。先例を調べたり、関係者に聞いたりして、その準備に奔走しているのが、藩側では寺社吟味役の中川瀬左衛門・速水甚之丞、尊寿院側では本妙院法印・教王院法印である。両者の間では、必要経費のやり取りも行われている。

そして法要数日前には、藩の作事方が来て、楼門前の木矢来を撤去している。また、寺社奉行の五味平馬が、尊寿院と神主吉見家に法会次第書を渡している。このように、式の運用については、藩が主導的立場にあったことがわかる。

その次第書に添って式の流れをみると、4月15日に尊寿院が導師を務めて妙典第六軸が読誦された(表2参照)。16日早朝には、神前莊嚴番僧侶が見回りをして点検作業を怠っていない。そして、藩の重臣たちの臨席のもと(表4参照)、法要式が始まり、尊寿院が講師を務めた

尾張藩における恩赦制と寺院

外の関係者だけでも約 200 人を数えた。それほど、藩をあげての大きなイベントであったことがわかる。

(史料 2)

今度就東照宮式百回御忌御法会、犯科之者可宥死罪旨被仰出候間、誌別紙指越之候、可被得其意候、恐々謹言

文化十二乙亥四月朔日

鈴木丹後守 名判

石河太八郎 名判

成瀬隼人正 名判

尊寿院

就東照宮式百回御忌御法会、犯科人被宥死罪者 盗人 生所新町中間浪人 嘉兵衛
右、御城下十里之内構重追放、御領分中之外、他国他領ニ住居致間敷旨

文化十二乙亥四月朔日

鈴木丹後守 印

石河太八郎 印

成瀬隼人正 印

尊寿院

表 5 東照宮 200 回忌恩赦願者一覽

恩 赦 願 者	願 事	備考(罪、赦免の経過等)
1 長屋六左衛門/弓矢奉行	家名相立	寛政 8 年、家名断絶(酒狂にて刃傷) 文化 9 年、城下追放
2 儀助/丹羽郡小折村有袋野、百姓 栄助伴		
3 猶右衛門/海東郡仲鳴村	仏参 国安堵 寺出入	文化 2 年、城下・生所追放→文化 2 年、 城下追放 文化 5 年、蟄居 寛政 2 年、国立去 文化 6 年、寺外隠居 天明 8 年、城下 10 里追放 文化 2 年、改易
4 大橋茂平太/小普請組		
5 異詮/東寺町宝泉寺住職	改易赦免	父の追放→病死
6 全植/愛知郡広井村光明寺住職		
7 中村又三郎/馬廻組	扶持下置	文化 7 年、蟄居 文化 7 年、蟄居 文化 11 年、国立去 寛政 5 年、流罪 寛政 6 年、国立去
8 新井宇兵衛/大代官、勘定吟味役 頭取兼		
9 荒井鎌太郎/町方吟味物調役にて 暇の荒井喜蔵実子惣領	国安堵	文化 5 年、江戸表立去
10 山内金三郎/馬廻組		
11 池部弥藤治/寄合組	国安堵	文化 7 年、国立去 寛政 9 年、蟄居→文化 3 年、仏参・医 師診察
12 卓龍/知多郡成岩村常楽寺住職		
13 奥村金蔵/五十人組	寺出入	文化 3 年、出寺 享和 3 年、城下 5 里追放 寛政 12 年、城下 5 里追放 寛政 6 年、国立去
14 河野弥左衛門/寄合組にて隠居、 河野直右衛門次男		
15 前田三十郎/若林治一組、持筒同 心	国安堵	文化 2 年、城下 5 里追放 文化 4 年、城下 5 里追放 文化 8 年、城下 5 里追放 文化 10 年、城下 3 里追放 文化 3 年、城下 2 里追放 享和 3 年、城下木戸内追放 文化 5 年、追放 文化 7 年、蟄居 文化 8 年、川並追放
16 定静/御目見高野左一郎事		
17 木下宇左衛門/小普請組	仏参	文化 5 年、居村・川並追放
18 悠道/大山瑞泉寺塔頭龍泉院住職		
19 七郎左衛門/中島郡北嶋村	国安堵	文化 6 年、居村・川並追放 文化 10 年、城下 3 里追放 享和 2 年、居村追放 文化 9 年、国立去 文化 5 年、寺外隠居 文化 7 年、城下 5 里追放 文化元年、城下・居村追放 文化 11 年、居村追放 文化 2 年、追放 文化 3 年、城下追放 文化 7 年、江戸表立去/文化 8 年城下 ・居村追放
20 彦治郎/中島郡日下部村		
21 近藤齊右衛門/加藤左平治組	国安堵	文化 2 年、城下 5 里追放 文化 4 年、城下 5 里追放 文化 8 年、城下 5 里追放 文化 10 年、城下 3 里追放 文化 3 年、城下 2 里追放 享和 3 年、城下木戸内追放 文化 5 年、追放 文化 7 年、蟄居 文化 8 年、川並追放
22 忠吉・文六/愛知郡古井村		
23 喜兵衛/前津村	仏参	文化 5 年、居村・川並追放
24 権右衛門/愛知郡北米野村		
25 初蔵/愛知郡広井村	国安堵	文化 6 年、居村・川並追放 文化 10 年、城下 3 里追放 享和 2 年、居村追放 文化 9 年、国立去 文化 5 年、寺外隠居 文化 7 年、城下 5 里追放 文化元年、城下・居村追放 文化 11 年、居村追放 文化 2 年、追放 文化 3 年、城下追放 文化 7 年、江戸表立去/文化 8 年城下 ・居村追放
26 又蔵/愛知郡福葉地		
27 政右衛門/前津前昌寺門前	国安堵	文化 2 年、城下 5 里追放 文化 4 年、城下 5 里追放 文化 8 年、城下 5 里追放 文化 10 年、城下 3 里追放 文化 3 年、城下 2 里追放 享和 3 年、城下木戸内追放 文化 5 年、追放 文化 7 年、蟄居 文化 8 年、川並追放
28 助九郎/丹羽郡浅野村		
29 湯浅十兵衛/馬廻組	国安堵	文化 5 年、居村・川並追放
30 半左衛門・久助・伊平/美濃国可 児郡川合村		
31 嘉平治・伊代蔵・宮徳/丹羽郡小 山村	国安堵	文化 6 年、居村・川並追放 文化 10 年、城下 3 里追放 享和 2 年、居村追放 文化 9 年、国立去 文化 5 年、寺外隠居 文化 7 年、城下 5 里追放 文化元年、城下・居村追放 文化 11 年、居村追放 文化 2 年、追放 文化 3 年、城下追放 文化 7 年、江戸表立去/文化 8 年城下 ・居村追放
32 藤右衛門・徳蔵/丹羽郡小山村		
33 新蔵/春日井郡熊之庄村	国安堵	文化 2 年、城下 5 里追放 文化 4 年、城下 5 里追放 文化 8 年、城下 5 里追放 文化 10 年、城下 3 里追放 文化 3 年、城下 2 里追放 享和 3 年、城下木戸内追放 文化 5 年、追放 文化 7 年、蟄居 文化 8 年、川並追放
34 岡七/知多郡廻間村		
35 宗淳/知多郡岩屋寺橋之坊住職	国安堵	文化 6 年、居村・川並追放 文化 10 年、城下 3 里追放 享和 2 年、居村追放 文化 9 年、国立去 文化 5 年、寺外隠居 文化 7 年、城下 5 里追放 文化元年、城下・居村追放 文化 11 年、居村追放 文化 2 年、追放 文化 3 年、城下追放 文化 7 年、江戸表立去/文化 8 年城下 ・居村追放
36 文蔵/熱田田中町芳地院住職		
37 伝治/貞祖院門前	国安堵	文化 2 年、城下 5 里追放 文化 4 年、城下 5 里追放 文化 8 年、城下 5 里追放 文化 10 年、城下 3 里追放 文化 3 年、城下 2 里追放 享和 3 年、城下木戸内追放 文化 5 年、追放 文化 7 年、蟄居 文化 8 年、川並追放
38 半四郎/知多郡緒川村		
39 権七/丹羽郡石仏村	国安堵	文化 5 年、居村・川並追放
40 惣吉/美濃国安八郡神戸村		
41 萬屋重右衛門/東門前町	国安堵	文化 6 年、居村・川並追放 文化 10 年、城下 3 里追放 享和 2 年、居村追放 文化 9 年、国立去 文化 5 年、寺外隠居 文化 7 年、城下 5 里追放 文化元年、城下・居村追放 文化 11 年、居村追放 文化 2 年、追放 文化 3 年、城下追放 文化 7 年、江戸表立去/文化 8 年城下 ・居村追放
42 与三郎/純姫中間/丹羽郡小折村		
43 加藤兵助/作事方手附吟味方	国安堵	文化 2 年、城下 5 里追放 文化 4 年、城下 5 里追放 文化 8 年、城下 5 里追放 文化 10 年、城下 3 里追放 文化 3 年、城下 2 里追放 享和 3 年、城下木戸内追放 文化 5 年、追放 文化 7 年、蟄居 文化 8 年、川並追放
44 大角栄助/蔵方手代		

さて、次に恩赦制のみに限って、その経緯をみていきたい。東照宮 200 回忌法要の前日にあたる 4 月 14 日に、尊寿院役僧の教王院が評定所へ呼び出され、史料 2 でわかる通り、4 月 1 日付けの行赦の書付を受け取っている。

東照宮 200 回忌における当座の赦では、死刑予定の在監者 1 人が法要式当日に恩赦された。その準備は藩主導で早くから行われ、4 月 1 日には恩赦状が出来ているのである。先述した東照宮祭に比べ、かなり早い時期に許可が下りている。

また、東照宮祭ではみられなかったが、既に刑を執行中の者について、その刑を軽減する恩赦をもみることが出来る。まず、恩赦対象者の親類惣代が、尊寿院の役僧衆宛に赦免の嘆願書を願い出ていることが大前提となる。その中から、まず尊寿院がある程度取捨選

表5 東照宮200回忌恩赦願者一覧 (前ページのつづき)

恩 赦 願 者	願 事	備考(罪、赦免の経過等)
45 患梁/美濃国厚美郡小熊村大宝寺住職	寺出入	文化7年、出寺
46 円海/知多郡寺本村常光院住職	寺出入	享和2年、領分諸寺院出入禁止、出寺 寛政3年、城下5里追放
47 喜代八/中島郡西五城村	仏参	文化7年、蟄居
48 都丸与九郎/馬廻組	国安堵	寛政12年、国立去
49 牧金弥/寺院番	国安堵	享和2年、江戸表立去
50 大橋甚之丞/歩行組	国安堵	寛政元年、暇
51 小沢直右衛門/勘定方元方手代	国安堵	寛政9年、江戸表立去
52 岩川角弥/奥坊王組頭	召帰	明和5年、国立去→文化7年国住居赦免
53 萩原武藤治/馬廻組	召帰	文化元年、寺外隠居 文化4年、国立去
54 俊亮/旅所東漸寺住職	寺出入	文化7年、御目見召放
55 吉田平七郎/小普請組	国安堵	安永4年、国立去
56 相原左助/御目見相原定右衛門倅	御目見召帰	
57 土井弥三次郎/普請組にて病死土井八郎右衛門次男	国安堵	
58 惠善/海東郡冲之島村覚了寺住職	憐憫	文化2年、流罪 寛政元年、御目見加藤源三郎の扶持召上、暇
59 妙山/御目見加藤源三郎伯母	憐憫	
60 甚三郎/美濃国各務郡鶴沼村		文化3年、追放(村払)
61 しげ/愛知郡広井村大工清兵衛母		文化8年、追放
62 三右衛門/美濃国加茂郡上古井村川合		寛政3年、追放(名古屋払)
63 定四郎/切付師、呉服町		文化8年、城下7里追放
64 又吉/愛知郡下米野村		享和元年、城下5里追放
65 新兵衛/熱田田中町		享和2年、城下3里追放
66 久左衛門・庄六・文七・猶八/粟郡光明寺村		文化元年、追放
67 源七/東向町の向		文化2年、城下5里追放
68 彦十郎/熱田新田東組	国安堵	文化4年、国立去
69 新六/愛知郡広井村百姓茂左衛門倅	国安堵	文化6年、城下追放
70 速水弥三郎/大番組にて病死速水藤右衛門惣領	国安堵	文化7年、国立去
71 太蔵/愛知郡広井村江川通弥兵衛倅		文化6年、城下追放
72 惠轆/海西郡石田村玉泉寺住職		享和元年、城下・居村追放
73 庄治郎・林吉 長之助・市郎左衛門/中島郡起村		文化5年、城下5里・居村追放
74 源右衛門/中島郡西五城村		文化5年、城下5里 居村追放、病死
75 友八・留八/中島郡起村		文化5年、城下5里 居村追放、病死
76 八左衛門/中島郡東五城村		文化5年、城下5里・居村追放
77 まん/中島郡起村喜代治母		文化5年、城下5里・居村追放
78 佐七/中島郡起村		文化9年、追放
79 せん/宝川覚之丞組中間平左衛門娘		文化6年、枇杷島追放
80 しず/城代組同心安藤治平妻		文化9年、城下3里追放
81 新吉/六兵衛倅		寛政12年、城下5里追放
82 仙蔵/海東郡代嶋村、江戸分	国安堵	文化9年、国立去
83 清兵衛/中島郡祖父江村		文化7年、追放
84 石川源蔵/石川助左衛門惣領、御目見暇		寛政10年、国立去
85 尾崎友九郎/御目見		文化5年、流罪
86 文左衛門/広井村中之切、町人		寛政10年、城下5里追放
87 新左衛門/前津小林村		文化2年、城下5里追放
88 奥田矢左衛門/馬廻組	国住居	寛政元年、城下7里追放→文化8年、国安堵 文化7年、城下7里追放
89 横井祐三郎/大番組横井左近倅、御目見		
90 利吉/常磐町米屋与之助倅		文化11年、城下5里追放
91 真勝/春日井郡小牧原新田東光寺住職	国安堵	文化11年、国立去
92 平八/知多郡大高村		享和元年、城下7里追放
93 高津文太郎・小川新太郎/作事方手附吟味方	国安堵	享和3年、国立去
94 孫右衛門/知多郡有脇村		寛政12年、城下5里追放
95 聖運房/知多郡寺本之内平井村、法海寺山台祥院有坊	国安堵	文化3年、国立去
96 円尊/春日井郡一之久田村電徳寺住職	諸寺院出入	文化6年、出寺、諸寺院出入禁止
97 慈丞/留沢町善壽寺住職	仏参	文化9年、蟄居
98 高津茂兵衛/蔵方手代	召帰	文化11年、召放、暇
99 伊部弥四郎/小十人組伊部弥治右衛門惣領、祐筆部屋留役	国安堵	天明6年、江戸表立去
100 丹羽六左衛門/蔵方手代		文化5年、城下10里追放
101 源右衛門/巾下海老屋町		享和3年、城下5里追放

(密蔵院文書「東照宮二百回御神忌関係書付(仮題)」より作成)

扱をして、侘帳を作成する。今回の場合、東照宮神忌の文化12年4月に侘帳が作成され、藩に提出されている。侘帳とは、恩赦対象者が、いつ、いかなる罪を背負い、どれ程に赦免してもらいたいが、個々の件によって記されたもので、該当者の各嘆願をまとめたものである。今回の侘帳には、101件115人の恩赦を願っている。以下、恩赦対象者全てのデータを表5(表中の通し番号は件数の通番)にまとめ、そのうち数例(史料3~5)を示した。

史料3は藩士、史料4は僧侶、史料5は農民の実例で、表5の通番では88、18、68の件に該当する。なお、史料3の奥田矢左衛門は、東照宮200回忌だけではなく、文化8年(1811)の源明(9代尾張藩主徳川宗睦)13回忌にも関わっている。このように、今回の東照宮200回忌だけではなく、複数の法要を同時に重ねて恩赦を願う場合もあった。また、表5の通番3、17、53、88のように、一つ一つの法要における恩赦で刑を少しずつ軽減していく場合もあった。

さて、侘帳に記載された恩赦願の結果は、東照宮200回忌の3年後にあたる文化15年まで待つことになる。まず3月14日に、ようやく評定所に尊寿院が

呼び出され、年寄瀧川豊後守、高橋司書から恩赦関連の書付が渡されている。その書付とは、先述した奥田と同じく藩士岩田の両名が藩に再度提出した願書の覚書（史料6）である。

（史料3）

元御馬廻組 奥田矢左衛門

右者寛政元酉年不調法仕、御城下七里之内御構御追放被仰付候処、文化八未年源明様十三回御忌御法事ニ付、御国安堵御赦免被成下候処、今般就御神忌、御国住居御赦免奉願候

（史料4）

元犬山瑞泉寺塔頭 龍泉院先住 悠道

右者文化三寅年不調法仕、出寺被仰付候処、今般就御神忌、寺出入御赦免奉願候

（史料5）

元熱田新田東組 百姓彦十郎

右者文化四卯年心得違ニ而、御国立去候処、今般就御神忌、御国安堵御赦免奉願候

（史料6）

覚

御国住居

元御馬廻組 奥田矢左衛門

右ハ去ル亥年、東照宮貳百回御神忌、有章院様百回御忌、源明様拾七回御忌、源白様貳拾三回御忌御法事為御追善、御赦免被仰出候

御国住居

元御水主 岩田金左衛門

右ハ去ル亥年、有章院様百回御忌、源明様十七回御忌、源白様貳拾三回御忌御法事為御追善、御赦免被仰出候

文化十五年寅三月

高橋司書 印

瀧川豊後守 印

尊寿院

去ル亥年、東照宮貳百回御神忌并有章院様百回御忌、源明様拾七回御忌、源白様貳拾三回御忌御法事為御追善、犯科之者御侘書之趣及言上奏別紙之通、御赦免就被仰出候、右書付壱通相渡候、可被得其意候

（史料7）

御国住居

元御馬廻組 奥田矢左衛門

右ハ先達而願之趣御侘申上置候処、去ル亥年、東照宮貳百回御神忌并有章院様百回御忌、源明様十七回御忌、源白様貳拾三回御忌御法事為御追善、御赦免被仰出候条、此旨敬承有之難有可奉存候

文化十五寅三月十五日

尊寿院 印

御国住居

元御水主 岩田金左衛門

右ハ先達而願之趣御侘有之候処、去ル亥年、有章院様百回御忌、源明様十七回御忌、源白様貳拾三回御忌御法事為御追善、御赦免被仰出候条、此旨令敬承有之難有可奉存候

文化十五寅三月十五日

尊寿院 印

なぜ、この奥田・岩田両名が特別扱いされたのかは、さまざまな要因が絡んでの事であろう。特に、東照宮 200 回忌だけではなくその他の法要をも重ねて恩赦の扱いにしたことにより、尊寿院と建中寺の両寺が関わっていたことが挙げられる。東照宮 200 回忌における恩赦の慈命元（願申請先）は尊寿院であったが、尾張藩主の法要における恩赦の慈命元は建中寺であったからである。奥田の場合は、建中寺塔中寺院の正信院が取り次ぎの形を取っている。また、藩士の岩田金左衛門の場合は、東照宮 200 回忌と無関係のため尊寿院とは一切関係を持たず、建中寺からのみの願い出となっている。そのため、岩田は表5の侘帳にも名前が登録されていない。しかしながら、岩田の場合も、尊寿院が絡んでくる。つまり、東照宮 200 回忌にあたる文化 12

年の恩赦では、原則的に建中寺が行う恩赦のケースであっても、藩当局とのやり取りなどは尊寿院がまとめて行う形態を取っていたからである。そのため、この件に関しての庶務連絡を、取り次ぎ役を務めている建中寺の塔頭寺院光寿院・全明院・正信院と、尊寿院の塔頭寺院起観院との間で頻繁に行っている。そして、3月15日付けの恩赦の言い渡し(史料7)も、岩田の場合は尊寿院経由の建中寺で執り行っている。

さて、ここで注意したいことは、文化12年に提出された侘帳の記載に訂正が生じたことである。奥田の願書の場合、史料3と史料6では、その内容が大きく異なっている。史料3では源明13回忌であったが、史料6では文化12年の源明17回忌に変わり、さらに有章院100回忌・源白23回忌が加わっている。有章院とは7代将軍徳川家継のことで、その100回忌は文化12年(1815)に建中寺のもとで行われた法要である。また源白とは尾張藩支藩高須家5代治行のことで、その23回忌も文化12年(1815)に建中寺の管理のもとで行われた法要である。なぜ、このように変更されたのか、管見の史料だけでは不明である。藩の審査の結果により、他の恩赦を重ねることを内々で要求されたと思われる。ともかく藩当局とすれば、この兩名を赦免させたいが、今年の窓口役にあたる尊寿院が、手続き通りに願書を作成して藩に提出してくれなければ、事は進まなかったのである。早速、尊寿院は杉原紙に清書をして、寺社奉行に提出している。そして、月番年寄衆宅へ御礼参りをしている。そのことは、この時期に、ようやく東照宮200回忌の恩赦における藩上層部の認可の段階が終了したことを示している。

さらに、その後も尊寿院の恩赦に関する役目は続く。翌16日には尊寿院役僧起観院が寺社奉行に呼び出され、新たな赦免者が提示された。その恩赦許可者とは、史料記載順に示すと1番目のグループに表5の通番18(史料4参照)悠道と通番35の宗淳、2番目のグループに通番62の三右衛門と通番60の甚三郎と通番87の新左衛門、3番目のグループに通番64の又吉と通番19の七郎左衛門、4番目のグループに通番92の平八と通番34の岡七の4グループ9人である。

なぜ、違う件の人達が同一グループとして括られたのであろうか。それを検討すると、1番目のグループは僧侶身分で、東照宮・有章院・源明・源白の4法要で赦免が叶っている。2番目のグループは農民身分で、東照宮・有章院・源明・源白の4法要で赦免が叶っている。3番目のグループは、東照宮・源明・源白の3法要で赦免が叶っている。4番目のグループは、東照宮法要のみで赦免が叶っているという違いがある。1～3番目のグループ7人は、先述した奥田・岩田と同様に、東照宮200回忌だけでは恩赦が認められず、その他の法要を重ねるように訂正させられたと考えられる。そして、この赦免の認可は、公事方係・勘定奉行・町奉行にも通知され、町奉行所・勘定奉行所から赦免者の申し渡しが行われた。

さらに、4月22日には通番66の農民4人が東照宮200回忌のみで赦免が叶い、同月25日に尊寿院が許可を与えている。このように、東照宮200回忌の3年後に、ようやく恩赦が次々と行われていく状況であった。なぜ、侘書提出直後から恩赦の許可まで約3年間の歳月がかかったのであろうか。その期間は、藩当局が恩赦対象者に対する審査時間を意味すると思われる。その結果によっては再度願書の訂正も行われたのである。

4. 侘帳記載の恩赦願者の分析

密蔵院文書の東照宮200回忌関連史料群をみる限り、先項で紹介した東照宮200回忌恩赦の侘帳に記載された115人全員の赦免が許可されたかどうかは、不明である。むしろ、前項で明らかにした11人のみ恩赦が許されたと判断した方が妥当かもしれない。そうはいうものの、ど

表6 恩赦願者の罪状別数

		東照宮 200 回忌		章善院 100 回忌等	
追放	国立去・江戸表立去	91 人	25 人	65 人	1 人
	城下 10 里内構		2		4
	城下 7 里内構		4		10
	城下 5 里内構		25		22
	城下 3 里内構		4		4
	城下 2 里内構		1		0
	城下払（木戸内構も含む）		11		5
	その他（川並など）・不明		19		19
	僧侶罪	出寺（寺出入禁止も含む）	7	4	2
寺外隠居			3		
その他	蟄居	17	7	27	5
	流罪（遠島）		3		16
	暇		2		0
	扶持召上・宛行召放		2		1
	家名断絶		1		0
	改易		1		0
	目見え召放		1		1
	死罪		0		1
	その他・不明		0		3

のような罪が恩赦の対象に成り得たのかをみるために、この 115 人の分析を試みることにした。

また、その資料を比較検討するために、以前の拙稿⁴⁾で紹介をした文久 3 年（1863）に建中寺が作成した佗帳の内容を並列させた。なお、その佗帳とは、理性院（15 代藩主徳川茂徳次男常千代）の葬式、賢明院（14 代藩主徳川慶勝の 5 男時千代）の葬式、章善院（7 代藩主徳川宗春）の 100 回忌法要、春陽院（14 代藩主徳川慶勝の娘嶺姫）の葬式の恩赦願者を総合したもので、総計 94 人を数える。なお以下では便宜上、章善院 100 回忌等として記述することにする。

（1）恩赦願者における罪状

恩赦願者の対象刑をみると、表 6 でわかる通り、東照宮 200 回忌・章善院 100 回忌等ともに、追放刑が圧倒的に多い。その中でも、城下 5 里内構の追放刑である中追放が目立つ。これは、武士・町人・農民などいかなる階層にもあてはまる刑であり、刑の実数からして多いものと推測される。また、死罪などの重罪は当座の赦として扱われるため、当然中程度の刑が中心になっている。そして、武士階級特有の蟄居・家名断絶や僧侶特有の出寺も目立っている。

（2）恩赦願者における刑執行年

恩赦願者における刑執行の年をみると、表 7 でわかる通り、東照宮 200 回忌・章善院 100 回忌等ともに、ここ 10 年前までの受刑者で恩赦願者の 50% を越える。20 年前までの受刑者では、東照宮 200 回忌で約 76%、章善院 100 回忌等で約 89% となり、近年の受刑者が対象になっていることがわかる。なかには、約 50 年前の受刑者をもみることができ、その多くが過去

表7 恩赦願者の刑執行年

東照宮 200 回忌		章善院 100 回忌等	
1 年前	5 人	文化 11 年	2 人 文久 2 年
2	2	10	2 1
3	7	9	1 万延 1
4	4	8	7 安政 6
5	12	7	2 5
6	6	6	20 4
7	12	5	3 3
8	3	4	2 2
9	5	3	9 1
10	7	2	3 嘉永 6
11	3	1	21 5
12	5	享和 3	1 4
13	4	2	2 3
14	3	1	1 2
15	4	寛政 12	1 1
16	0	11	2 弘化 4
17	2	10	2 3
18	2	9	2 2
19	1	8	0 1
20	0	7	1 天保 14
21	2	6	4 13
22	1	5	0 12
23	0	4	0 11
24	2	3	0 10
25	1	2	0 9
26	3	1	0 8
27	1	天明 8	0 7
28	0	7	0 6
29	1	6	0 5
30	0	5	0 4
31	—	—	1 天保 3
33	—	—	1 天保 1
39	—	—	1 文政 7
40	1	安永 4	— —
47	1	明和 5	— —
53	—	—	1 文化 7
56	—	—	2 文化 4

表8 恩赦願者の身分別数

	東照宮 200 回忌	章善院 100 回忌等
農民・町人	63 人 (55%)	54 人 (58%)
武士	37 (32)	34 (36)
僧侶	15 (13)	6 (6)
計	115	94

表9 恩赦願者の地域別数

	東照宮 200 回忌	章善院 100 回忌等	
尾張国	城下・熱田	12 人	5 人
	愛知郡	14	2
	中島郡	14	13
	丹羽郡	10	3
	知多郡	8	2
	葉栗郡	4	2
	春日井郡	3	8
	海東郡	2	6
美濃国	海西郡	1	2
	可児郡	3	0
	加茂郡	1	0
	各務郡	1	0
	厚美郡	1	0
	安八郡	1	0
不明	武儀郡	0	1
		0	18

に一度以上の恩赦を受けて刑が軽減され、今回再び恩赦を希望している者である。

(3) 恩赦願者における身分

恩赦願者における身分をみると、表8でわかる通り、東照宮 200 回忌・章善院 100 回忌等にも、実数は農民・町人に比べ少ないものの、割合として特権階級としての武士数及び僧侶数が多いことが挙げられる。特に、僧侶が多い点に関しては、尊寿院や建中寺に恩赦が絡んでいたことに影響されているものであろう。ここで、東照宮 200 回忌の恩赦願僧侶 15 人を宗派別に分けると、天台宗 4 人、浄土真宗 2 人、真言宗・曹洞宗・臨済宗・浄土宗が各 1 人、不明 5

人という状況である。このことから、天台宗僧侶の数が多いいことを指摘できる。つまり、東照宮 200 回忌を担当した寺院の現任職が携わっていたり（表 2・3 参照）、尊寿院の取り計らいもあり、天台宗僧侶が有利に恩赦を申請できていた状況があったといえる。

（4）恩赦願者における地域

恩赦願者における地域をみると、表 9 でわかる通り、東照宮 200 回忌・章善院 100 回忌等ともに、尾張国全域さらに美濃国にも及び、尾張藩領域に広く関わっていることがわかる。但し、東照宮 200 回忌では愛知郡・丹羽郡・知多郡と美濃国可児郡が、章善院 100 回忌等では春日井郡が目立って多い傾向を示している。過去数年において中追放を受刑した人の出身地に大いに関連する訳ではあるが、表 1 で示した天台宗寺院分布にも影響されているのではないかと思われる。知多郡・愛知郡は天台宗寺院が密に点在しており、美濃国可児郡には大規模寺院の願興寺が存在しているからである。つまり、居住村近くの天台宗寺院を頼って、この恩赦申請をしていく農民たちの姿をみることができるのである。

以上、実際に佗帳記載の恩赦願者を分析すると、恩赦願者一般に共通であろうと思われる傾向、及び東照宮 200 回忌に限定された恩赦願者の特徴がみえてきたと思われる。特に、後者では、天台宗尊寿院が僧侶にも農民たちにも大きな影響力を持っていたことがわかった。

まとめに

尾張藩の恩赦制において、尊寿院・建中寺の両寺は、当座の赦及び受刑者の刑を軽減する恩赦の 2 種類の恩赦について大きな役割を果たしていた。前者では東照宮祭でみたように藩の年寄衆が決定した恩赦を執行し、後者では東照宮神忌でみたように恩赦願の窓口（慈命元）となり佗帳を作成して藩当局との交渉をしたのである。もちろん、恩赦の最終的決定権は藩が持つにしても、両寺が持っていた権限は大きなものといえる。特に、恩赦願者にとって直接の交渉先は両寺であったため、受刑関係者にとって大切な存在であった。

本稿で中心に扱った尊寿院の場合をみると、受刑関係者が恩赦願の申請をするに際し、尊寿院配下の天台宗諸寺院への働きかけを通して申請を進めることが有利であったといえる。このことは、天台諸寺院が単なる祈祷寺院・檀那寺院だけではなく、地域の民衆から特別な存在として目に映っていたことを意味する。このことを別の視点からいえば、浄土真宗などの寺院に比べ檀家組織が発展していなく、収金機能も弱かった天台宗諸寺院にとって、地域民衆から諸々の面で支えられる基盤としての一手段となったのではないだろうか。天台宗の組織の中で、尾張触頭役の密蔵院の上位に尊寿院を位置付けたのは、多分にこの権限を強調するためではなかったかと思われる。

次に、尊寿院の視点で尾張藩の恩赦制における立場をみてみると、建中寺とその権限を二分していた。しかしながら、実際は尾張藩主一族の菩提寺である建中寺の方が、その存続基盤は尊寿院よりも堅固であった。また、幕府における寛永寺と増上寺ではほぼ同一権限といえるが、尾張藩の場合では担当法要数つまり扱う恩赦数からしても、藩主一族関係を握っている建中寺の方が圧倒的に多い。そこで、尊寿院側では、東照宮の遠忌法要を派手にイベント化して開催することによって、恩赦の権限を拡大して、建中寺側に対抗していこうという意図があったのではないかと推測される。また、尊寿院は、尾張藩の威光を背景にして全国の天台宗派内での発言力の強化をも考えていたと思われる。

さらに、尾張藩では、藩当局が選定した恩赦者に対し、両寺に対して無難に恩赦の儀を遂行していってもらうことを願っていたのである。そのためには、建中寺ばかりでなく、尊寿院や

東照宮にもさまざまな支援をしていかななくてはならなかったのであろう。特に、建中寺では、東照宮 200 回忌の約 30 年前にあたる天明 5 年（1785）の火災で大きな被害を受け、藩主導による再建工事が行われたのである。さらに東照宮 200 回忌の数年前にあたる文化 7 年には 8 代藩主宗勝の 50 回忌、文化 8 年には 9 代藩主宗睦の 13 回忌、文化 9 年には 4 代藩主吉通と 5 代藩主五郎太の 100 回忌、文化 10 年には 7 代藩主宗春の 50 回忌と立て続いて歴代藩主の法要が続いたのである。尾張藩としても、バランスを考えれば、ある程度東照宮 200 回忌に目をかけて費用などを費やさなければならぬ状況ではなかったかと思われる。たまたま、東照宮 200 回忌当時の尾張 10 代藩主徳川斉朝は、尾張徳川家の血筋の者ではなく一橋家からの養子で 11 代将軍徳川家斉の甥であったため、将軍家に関連する藩財政出費の承諾は取りやすい状況にあったことであろう。天台宗と尾張藩の関係でいえば、東照宮 200 回忌の 2 年後に、天台宗僧侶で名高かった豪潮寛海を藩主斉朝が招請入国させた素地をも作っていったことと思われる。

以上、この尾張藩における恩赦制、特に東照宮 200 回忌法要の恩赦を通じて、尾張藩と尊寿院との間における両者の思惑、天台宗派内の問題、天台宗寺院尊寿院と浄土宗寺院建中寺との勢力争い、尊寿院を頂点とする天台宗諸寺院と地域民衆との間にみる思惑が見え隠れする。そのため、尊寿院にとっての恩赦制、恩赦制にとっての尊寿院は大きな意味を持っていたのである。今後の課題として、尊寿院と恩赦の権限を分けた建中寺側から、再度この恩赦制を検討する必要制を感じている。最後に、本稿は『新修名古屋市史』の執筆内容をより深く検討したものであり、史料利用・提供にご協力いただいた新修名古屋市史事務局ならびに関係者、史料所蔵者の密蔵院に厚く感謝の意を表する次第である。

〔注〕

- 1) 林薫一『尾張藩公法史の研究』（1960 年、851～855 頁）
- 2) 「金明録―猿猴庵日記」（『名古屋叢書三編 十四』、名古屋市教育委員会、1986 年）
- 3) 史料 1～史料 7、表 2～5 ともに、数点の「東照宮二百回御神忌関係書付（仮題）」より作成。なお、史料の中には、差別を示す名称等が記載されているが、差別の歴史を科学的に研究するのに役立つため、そのまま使用した。
- 4) 遠山佳治「第四節 寺院・神社の諸相」（『新修名古屋市史 四』、名古屋市、1999 年）